

様式3の1 指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日：令和6年5月30日～令和6年9月30日)

業 者 名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1 株式会社魚国総本社	大阪市中央区	令和6年5月30日 ～ 令和7年3月1日 (9箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2項(2)ウ)	【令和6年5月22日】名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者である同2社に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	物品
2 葉隠勇進株式会社	東京都港区	令和6年5月30日 ～ 令和6年10月29日 (5箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2項(2)ウ) ※課徴金減免制度適用のため停止期間短縮		物品
3 東武トップツアーズ(株)	東京都墨田区	令和6年6月4日 ～ 令和7年3月3日 (9箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2項(2)ウ)	【令和6年5月30日】青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者である同4社に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	物品
4 名鉄観光サービス(株)	愛知県名古屋市	令和6年6月4日 ～ 令和7年3月3日 (9箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2項(2)ウ)		物品
5 (株)JTB	東京都品川区	令和6年6月4日 ～ 令和7年3月3日 (9箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2項(2)ウ)		物品
6 近畿日本ツーリスト(株)	東京都新宿区	令和6年6月4日 ～ 令和6年11月3日 (5箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2項(2)ウ) ※課徴金減免制度適用のため停止期間短縮		物品
7 (株)村田建設	京都市左京区	令和6年7月9日 ～ 令和8年1月8日 (18箇月)	建設業法違反 (別表第1第1項(2))	京都市上下水道局が発注した工事において、京都市上下水道局みなみ下水道管路管理センターの職員に対し下請けとして業務を受注できるよう便宜を受けた謝礼に現金を渡したとして、同社の代表取締役が贈賄の疑いで逮捕されたため。	工事
8 (株)浅川組	和歌山県和歌山市	令和6年7月12日 ～ 令和6年10月11日 (3箇月)	建設業法違反 (別表第2第5項(4)イ)	和歌山県発注の「長井古座線(仮称八郎山トンネル)道路改良工事」において、同社を代表者とする特定建設工事共同企業体が粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告を行ったとして、国土交通省近畿地方整備局より営業停止命令を受けたため。	工事
9 株式会社阪急交通社	大阪市北区	令和6年8月15日 ～ 令和6年9月14日 (1箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第4項(4)イ)	大阪市が実施した貸切バスを利用した旅行業務において、運送を引受けた貸切バス事業者が運送の引受けに際して取引される手数料につき安全コストを割り込んだ手数料が旅行会社に支払われる取引に関与したとして、観光庁より業務改善命令を受けたため。	物品